

子ども・子育て支援新制度の拡充を求める意見書

2015年4月、子ども・子育て支援新制度（以下 新制度）が施行されました。新制度は、消費税を財源に保育の「量的な拡充」及び「質の改善」をめざしていますが、財源確保も含めて未だ十分とはいえない現状です。

新制度の実施主体である市町村が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育ての質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえ、取り組みのいっそうの推進が図られるよう、財源確保に加えて制度の改善が必要です。よって次の事項を実施できるよう強く要望する。

記

- 1 子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、子どもの健やかな育ちが保障されるよう保育所、学童保育の施設整備等必要財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額すること。
- 2 保育施設、学童保育の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態を踏まえて費用（公定価格）を改善すること。
- 3 保育の質を確保・向上させるために職員の処遇、配置基準を抜本的に改善すること。
- 4 保育料など保護者負担を引き下げるための制度の見直しと財源確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月14日

兵庫県南あわじ市議会議長 原 口 育 大

意見書提出先

- ◎衆議院議長
〒100-0014 大島理森
東京都千代田区永田町 1-7-1
- ◎参議院議長
〒100-0014 山崎正昭
東京都千代田区永田町 1-7-1
- ◎内閣総理大臣
〒100-8914 安倍晋三
東京都千代田区永田町 1-6-1
- ◎財務大臣
〒100-8940 麻生太郎
東京都千代田区霞が関 3-1-1
- ◎厚生労働大臣
〒100-8916 塩崎恭久
東京都千代田区霞が関 1-2-2
- ◎文部科学大臣
〒100-8959 馳 浩
東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ◎内閣府特命担当大臣（少子化対策） 加藤勝信
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1